

## 富加町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定め、設置区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに、地域の環境及び住民意識と調和した適正な実施を促すことにより、良質な生活環境及び豊かな自然環境の保全並びに持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能発電エネルギー設備及びその附属設備をいう。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 発電設備を設置する事業行為(土地の権利取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む)をいう。
- (3) 事業者 設置事業を実施又は実施しようとする者をいう。
- (4) 設置区域 設置事業を実施する区域をいう。

- (5) 地元自治会等 設置区域に係る自治会、土地改良区及び土地改良組合並びに隣接する居住者若しくは土地所有者その他の関係者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設置区域の面積が1,000平方メートル以上であるもの
- (2) 施工済又は施工中の設置事業と一体的若しくは近接した時期に設置され、その合計面積が1,000平方メートル以上であるもの

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業を計画するにあたり、あらかじめ地元自治会等へ設置事業の内容及び施工方法等について、説明会等により十分な説明を行い、周知しなければならない。

- 2 事業者は、設置事業の実施にあたり、関係法令を遵守し設置区域及びその周辺地域の災害の防止、自然環境及び生活環境に十分に配慮し、地元自治会等と良好な関係を保つよう努めるものとする。
- 3 事業者は、設置事業の実施に伴い、事故等が発生したとき又は

地元自治会等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

(設置事業の届出)

第5条 事業者は、設置事業に着手する日の30日前までに、太陽光設置事業届出書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に届け出るものとする。

- (1) 太陽光設置事業計画書及び確認書(別記様式第2号)
- (2) 地元自治会等説明実施報告書(別記様式第3号)
- (3) 地元自治会等施工同意書(別記様式第4号)
- (4) 位置図(縮尺10,000分の1以上)
- (5) 公図の写し(設置区域及び隣接地の地目、地積、所有者の氏名等を記入したもの)
- (6) 土地登記事項証明書
- (7) 土地利用計画平面図(縮尺1,000分の1以上)
- (8) 排水計画図(縮尺1,000分の1以上)
- (9) 排水計算書
- (10) 発電設備の設計図(平面図、立面図及び断面図等)
- (11) 現況写真(2方向以上から撮影されたもの)

(12) 法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票)

(13) 経済産業部局に提出した再生可能エネルギー発電事業計画  
認定書の写し

(14) 土地所有者の同意書又は土地貸借契約書の写し(借地の場  
合)

(15) 暴力団排除に関する誓約書(別添)

(16) その他町長が必要と認める書類

2 太陽光設置事業届出書の提出は、正副2部とする。

(変更届)

第6条 事業者は、前条の規定により届け出た後、設置事業の内容  
等の変更をしようとするときは、速やかに当該変更事項について  
太陽光設置事業変更届(別記様式第5号)を町長に届け出るものと  
する。

2 太陽光設置事業変更届の提出は、正副2部とする。

(協議完了の通知)

第7条 町長は、前2条のいずれかの届出書を受理したときは、関係  
法令の規定に基づき事業者と協議を行い、協議が完了したとき  
は、副本を事業者に送付するものとする。

(廃止、中断及び再開の届出)

第8条 事業者は、設置事業を廃止し、又は工事を2ヵ月以上中断し、若しくは中断した工事を再開しようとするときは、速やかに太陽光設置事業廃止、中断、再開届(別記様式第6号)を町長に届け出るものとする。この場合において、事業者は、あらかじめ地元自治会等との調整を図っておくとともに、事故等の防止に必要な防災措置等を講ずるものとする。

(着手届)

第9条 事業者は、設置事業に着手するときは、着手する日の前日までに太陽光設置事業着手届(別記様式第7号)を町長に届け出るものとする。

(完了届)

第10条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに太陽光設置事業完了届(別記様式第8号)に、設置状況写真及び出来高平面図を添付して町長に届け出るものとする。

2 完了届の提出は、正副2部とする。

3 町長は、前項の完了届を受理したときは、設置後の状況を確認し、副本を事業者に送付するものとする。

(設置にあたって遵守すべき事項)

第11条 事業者は、発電設備を設置する際は、次の各号及び別表に

掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 地元自治会等に事業内容を説明及び周知すること。
- (2) 集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策を講ずること。また、土砂の流出、地すべり等に対する防災対策を講ずること。
- (3) 事業者以外の者が容易に立ち入らないようフェンス等の柵を設置する等の防犯対策を講ずること。また、消防活動に配慮した防火対策を講ずること。
- (4) 設置区域の入口付近等に事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (5) 発電設備が周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずること。
- (6) 調和の取れた景観の形成となるよう必要な措置を講ずること。
- (7) 天災、人災その他の事由により発電設備が破損した場合は、十分な措置を講ずること。
- (8) 地元自治会等と調和を保つよう努めること。
- (9) 設置区域の土地及び発電設備等の固定資産税に関し、設置完了後の課税状況の確認を行うこと。

(10) 発電設備を廃止した場合は、事業者の責任により撤去等、適正な処理を行うこと。

(指導及び助言)

第12条 町長は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者へ設置事業の施工等について、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、太陽光設置事業指導(助言)処理状況報告書(別記様式第9号)を町長に届け出るものとする。

(関係機関への情報提供)

第13条 町長は、事業者が設置事業を行うにあたり、法令等に定める義務を遵守しないときは、再生可能エネルギー発電設備認定申請時に必要な法令等の手続きが適切に行われていないものとみなし、国等へ情報提供をすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に着手している設置事業については、この告示の規定は適用しない。
- 3 この告示の施行日から30日を経過する日までに設置事業に着手する場合の第6条の規定の適用については、同条中「設置事業に着手する30日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

別表（第11条関係）

別掲